

# 吸収合併に関する事後開示書面

令和7年4月1日

サンフロンティア不動産株式会社

令和7年4月1日

吸収合併に関する事後開示事項  
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく開示事項)

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号  
サンフロンティア不動産株式会社  
代表取締役 齋藤 清一

当社は、令和7年4月1日(効力発生日)付で、合併により、有限会社ユーティー商事(本店:東京都文京区本郷三丁目13番10号)の権利義務の全部を承継して存続し、有限会社ユーティー商事は解散いたしました。

この合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和7年4月1日

2. 反対株主買取請求の手続の経過

当社では、会社法第797条の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。また、有限会社ユーティー商事についても、会社法第785条の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。

3. 吸収合併をやめることの請求の手続の経過

当社では、会社法第796条の2の規定に基づく株主からの吸収合併をやめることの請求はありませんでした。また、有限会社ユーティー商事についても、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

4. 債権者保護手続の経過

当社は、会社法第799条の規定に基づき、令和7年2月21日付の官報により、同条第1項第1号に掲げる債権者に対する合併についての異議申述公告を行い、かつ、令和7年2月21日付で電子公告を行いました。異議申述期間である令和7年3月21日までに異議を述べた債権者はいませんでした。

また、有限会社ユーティィー商事についても、会社法第 789 条の規定に基づき、令和 7 年 2 月 21 日付の官報により、同条第 1 項第 1 号に掲げる債権者に対する合併についての異議申述公告を行い、かつ、同日付の個別催告書にて知れている債権者宛に催告書を送付いたしました。異議申述期間である令和 7 年 3 月 21 日までに、異議を述べた債権者はいませんでした。

5. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項  
当社は、有限会社ユーティィー商事より、その権利義務の一切を承継しました。
6. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面  
別添のとおりです。
7. 本件吸収合併による変更登記をした日  
令和 7 年 4 月 1 日付で、本件吸収合併による変更登記を東京法務局に申請する予定であります。
8. 前各号に掲げるもののほか、本件吸収合併に関する重要な事項  
該当事項はありません。

以上

# 吸収合併に関する事前開示書面

令和7年2月21日

有限会社ユーティィー商事

## 会社法施行規則第 182 条に掲げる吸収合併消滅株式会社の事前開示事項

令和 7 年 2 月 21 日

東京都文京区本郷三丁目 13 番 10 号

有限会社ユーティィー商事

取締役 本田 賢二

当社は、令和 7 年 2 月 20 日付の合併契約にて、サンフロンティア不動産株式会社（本店：東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号）と令和 7 年 4 月 1 日付で合併することと致しましたので、会社法第 782 条第 1 項の規定により、下記事項を開示致します。

### 1. 合併契約書の内容

別紙の令和 7 年 2 月 20 日付合併契約書記載のとおりです。

### 2. 合併対価の相当性に関する事項

当社はサンフロンティア不動産株式会社とその発行済株式の全部を保有する所謂完全子会社であるため、合併後の支配関係に変更はなく、合併対価の交付はなく、資本金の額の増加もありません。

### 3. 合併対価について参考となるべき事項

合併対価の交付がないため該当事項はありません。

### 4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

当社において新株予約権の発行はないため、該当事項はありません。

### 5. サンフロンティア不動産株式会社についての次に掲げる事項

#### ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

サンフロンティア不動産株式会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム（EDINET）よりご覧いただけます。

#### ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類はありません。

③ 最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重要な影響を与える事象はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに  
関する事項

サンフロンティア不動産株式会社及び当社におけるそれぞれの最終事業年度の貸借対照表を基礎に、本件合併後、当社がサンフロンティア不動産株式会社にその債務を全て承継させ、引き続きその履行責任を負うものの、サンフロンティア不動産株式会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ認識されておらず、本件合併後においても、サンフロンティア不動産株式会社において資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、履行期における履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 当社において最終の事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はございません。

8. 本書面の開示日以降において、上記事項における変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

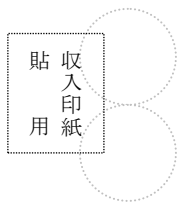
以上

# 合併契約書

締結日：令和7年2月20日

サンフロンティア不動産株式会社

有限会社ユーティール商事



# 合併契約書

サンフロンティア不動産株式会社（本店：東京都千代田区有楽町一丁目2番2号、以下「甲」という。）と有限会社ユーティー商事（本店：東京都文京区本郷三丁目13番10号、以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本件合併」という。）。

## 第2条（効力発生日）

本件合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、令和7年4月1日とする。ただし、合併手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上これを変更することができる。

## 第3条（合併対価の交付及び割当て）

甲は、乙の全株式を所有しており、本件合併に際して、乙の株主に一切の対価を交付しない。

## 第4条（増加すべき資本金及び準備金等の額に関する事項）

甲は、本件合併では、資本金及び準備金の額を変更しない。

## 第5条（合併承認決議）

甲は、本件合併の効力発生日の前日までに、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行う。ただし、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件合併を行う。

2 乙は、本件合併の効力発生日の前日までに、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件合併を行う。

3 前2項に定める事項は、合併手続き上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。



## 第6条（権利義務全部の承継）

乙は、令和6年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産及び負債並びに権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

- 2 乙は、令和6年9月30日から効力発生日に至る間の資産及び負債並びに権利義務の変動について、別に計算書を作成してその内容を甲に明示する。

## 第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙協議し合意の上、これを行うものとする。

## 第8条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙協議し合意の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

## 第9条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、又はかかる承認等に合併の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合
- (2) 第5条に定める合併承認決議が得られない場合
- (3) 第8条に従い本契約が解除された場合

## 第10条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自ら及びその役職員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力でないことを相手方に対して保証するものとする。

## 第11条（本契約書に規定外の事項）

本契約書に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上これを決定する。

以上

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙は原本の写しを保有する。なお、電子契約にて締結した場合には、本契約の成立を証するため、電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

令和7年2月20日

(甲) 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号  
サンフロンティア不動産株式会社  
代表取締役 齋藤 清一

④

(乙) 東京都文京区本郷二丁目13番10号  
有限会社ユーター商事  
取締役 本田 賢二

④